

令和2年度水質検査計画



塩竈市水道部イメージキャラクター

【シオンちゃん】

梅の宮浄水場・水質検査室

塩竈市水道部

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で最も重要なものです。

水質検査計画とは、水源からお客様の給水栓（蛇口）に至るまでの適正な水質管理を確保するために、水質検査項目や検査回数などを定めたもので、毎事業年度の開始前に策定し公表することとしています。

水質検査計画の特徴

1. 給水栓（蛇口）や浄水場出口の他に水源及び原水でも検査します。
2. 検査回数は、過去 3 年間（H28 年度～H30 年度）の水質検査結果および法令上設定される回数を基に設定しました。
3. 水質管理目標設定項目についても検査します。
4. 放射能（浄水）についても検査します。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び水道水の水質状況及び水質管理上の留意点
- 4 採水地点
- 5 水質検査の具体的な実施内容
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査結果の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性確保
- 10 関係機関との連携



塩竈市水道部では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し公表すると共に、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるよう水質検査結果も公表いたします。

1 基本方針

- (1) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目※¹及び検査項目として位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目※²あわせて、お客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために塩竈市が独自に行う水質項目※³とします。
- (2) 採水地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加えて、浄水場の入口（着水井）、出口（配水池）とします。また、現在使用していない水源（利府町春日）の原水※⁴においても水質確認のため検査を行います。

※¹：水道水としての要件であり、大腸菌など 51 項目

※²：水質基準項目に準じ、水道水質の管理上留意すべき 26 項目

※³：7 ページ、塩竈市が独自に行う水質検査参照

※⁴：浄水場で処理する前の水



2 水道事業の概要

- (1) 給水区域：塩竈市全域及び多賀城市一部区域
(笠神 1～5 丁目・下馬 1～5 丁目・丸山 1 丁目一部)
- (2) 水源の名称及び種類：① 名取川水系広瀬川支大倉川 表流水
苦地取水口（仙台市青葉区芋沢字中田西 9 - 1 番地）
② 阿武隈川水系白石川七ヶ宿ダム
南部山浄水場 浄水受水
(白石市福岡長袋字南部山 7 番地-1)



苦地取水口

- (3) 給水状況及び浄水施設概要

区 分	内 容
給 水 区 域	塩竈市全域及び多賀城市一部区域
給 水 人 口	60,335 人
普 及 率	100%
給 水 戸 数	26,294 戸
計画 1 日最大給水量	41,500m ³
1 日最大給水量	23,083m ³ (8 月 1 日)
1 日平均給水量	20,279m ³

(平成 30 年度)

浄 水 場 名		梅 の 宮 浄 水 場
所 在 地		塩竈市字伊保石 418
敷 地 面 積		25,367 m ²
水 系		名取川水系広瀬川支大倉川
原 水 の 種 類		大倉ダム放流水
環境基準類型		表流水(河川 AA 型)
浄水処理能力		25,000m ³ /日
浄水処理方法		薬品沈澱・急速ろ過方式
沈 澱 池		横 流 式
ろ 過 池		重力式 砂ろ過単層
使用薬品	凝 集 剤	ポリ塩化アルミニウム
	アルカリ剤	苛 性 ソ ー ダ
	消 毒 剤	次亜塩素酸ナトリウム
浄水の採水位置		配 水 池

3 原水及び水道水の水質状況及び水質管理上の留意点

原水の水質状況は概ね良好ですが、水源において生物による臭気障害等が発生する場合があります。過去のデータなどから、原水水質の汚染要因及び水質管理上着目すべき項目を示しました。

原水水質の汚染要因	水質管理上着目すべき項目
○ 藻類（ウログレナ等）の発生	臭気・生物・pH 値
○ 降雨及びダム放流による濁水の発生	濁度

原水の汚染要因を踏まえて、着目すべき項目などについて定期的に検査を行うとともに、適正な浄水処理を行って、安全で良質な水道水を供給しています。

水道水の水質状況については、水道法に基づき毎日検査、毎月検査（水質基準項目）などの検査を行っていますが、すべての項目において水質基準に適合し安全で良質な水であることを確認しています。また、仙南仙塩広域水道受水の水質に関しても全ての項目において水質基準に適合しており水質状況は良好なことを確認しています。

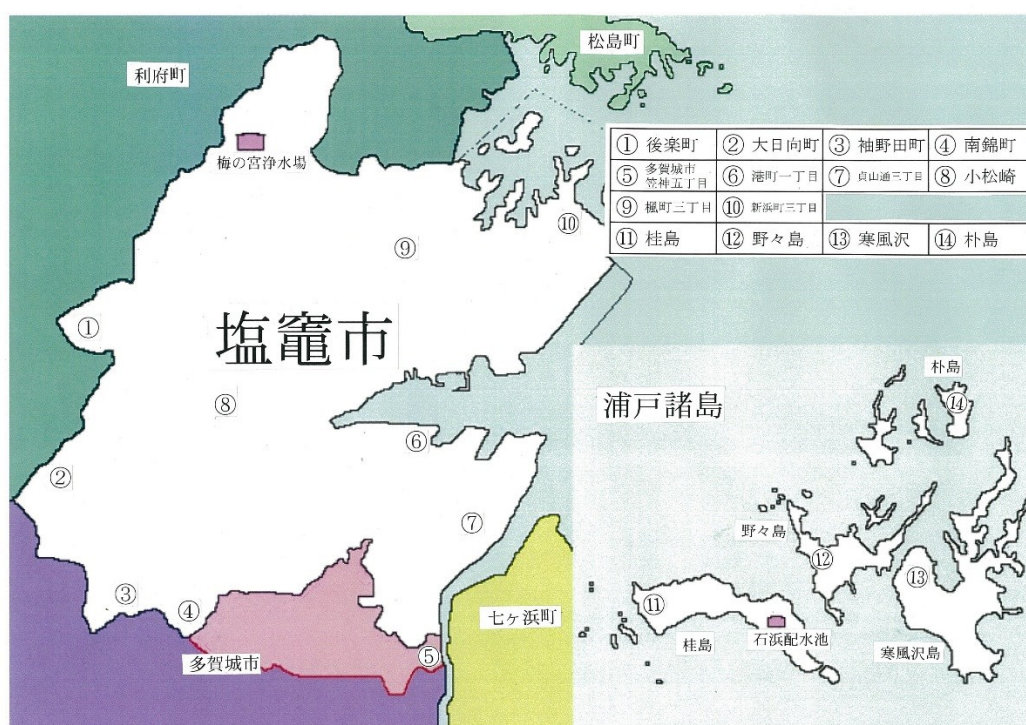
4 採水地点

（１）給水栓（蛇口）

採水地点については、配水系統ごとに末端給水栓として１１箇所（下図①～⑪参照）選定し、水質基準項目の採水場所はそのうち４箇所（①②⑥⑩）を選定しています。毎日検査箇所については１１箇所の他、浦戸諸島⑫～⑭の３箇所についても毎日水質検査と同レベルの検査を行っております。

（２）浄水場の入口と出口、石浜配水池

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、浄水場の入口（着水井）と出口（配水池）、石浜配水池においても検査を実施します。



5 水質検査の具体的な実施内容

水質検査の種類及び項目等について

(1) 毎日検査（給水栓水）

(ア) 検査項目：色・濁り・消毒の残留効果・pH 値

6 ページ、水質検査表(2)参照

(イ) 検査頻度：毎 日

(ウ) 採水地点：給水栓（蛇口） 11 ケ所、浄水場内 5 ケ所、石浜配水池 1 ケ所

(2) 定期検査

1. 平常項目検査（浄水及び給水栓水）

(ア) 検査項目：一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物（TOC）・pH 値・味
臭気・色度・濁度・残留塩素

(イ) 検査頻度：月 1 回

(ウ) 採水地点：給水栓（蛇口） 11 ケ所、浄水場内 5 ケ所、石浜配水池 1 ケ所

2. 基準項目検査（浄水及び給水栓水）

(ア) 検査項目：5 1 項目

6 ページ、水質検査表(1)参照

(イ) 検査頻度：年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）

(ウ) 採水地点：給水栓（蛇口） 4 ケ所

3. 独自検査（塩竈市が独自に行う検査）

(01) 平常項目検査と基準項目検査に加えさらに安全を確認するための検査

(ア) 検査項目：平常項目 9 項目及び基準項目 5 1 項目

7 ページ、水質検査表(3)参照

(イ) 検査頻度：浄水場出口（浄水） 平常項目 年 8 回（5・6・8・9・11・12・2・3 月）
基準項目 年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）

浄水場入口（原水） 平常項目 年 10 回（4～6・8～12・2～3 月）
基準項目 年 2 回（7 月、1 月）

春日水源池（原水） 基準項目 年 1 回（7 月）

(ウ) 採水地点：浄水場出口（浄水）・浄水場入口（原水）・春日水源池（原水）

(02) 生物検査

(ア) 検査項目：各種藻類生物数

7 ページ、水質検査表(4)参照

(イ) 検査頻度：年 2 回（7 月、11 月）

(ウ) 採水地点：浄水場入口（原水）・春日水源池（原水）

(03) クリプトスポリジウム検査

(ア) 検査項目：クリプトスポリジウム・ジアルジア

7 ページ、水質検査表(4)参照

(イ) 検査頻度：年 1 回（11 月）

(ウ) 採水地点：浄水場出口（浄水）・浄水場入口（原水）

(04) 指標菌検査

(ア) 検査項目：嫌気性芽胞菌

7 ページ、水質検査表(4)参照

(イ) 検査頻度：月 1 回

(ウ) 採水地点：浄水場入口（原水）

(05) 水質管理目標設定項目検査

(ア) 検査項目：26 項目

8 ページ、水質検査表(5)参照

(イ) 検査頻度：年 1 回（9 月位）

(ウ) 採水地点：浄水場出口（浄水）・浄水場入口（原水）

(06) 放射能検査

(ア) 検査項目：ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137

8 ページ、水質検査表(6)参照

(イ) 検査頻度：月 1 回

(ウ) 採水地点：浄水場出口（浄水）

6 水質検査方法

(1) 毎日検査は受託業者に委託します。

(2) 定期検査【平常項目検査・基準項目検査・独自検査（平常項目検査と基準項目検査に加えさらに安全を確認するための検査・生物検査・クリプトスポリジウム検査・指標菌検査）】は、水源が同じ大倉ダム放流水であり、水質情報の共有化を図っている仙台市水道局に委託します。

(3) 独自検査（05）の水質管理目標設定項目検査は 20 条機関※⁵に委託し、独自検査（06）の放射能検査については、検査限界値 1Bq/kg 以下を確保できる検査機関に委託します。

※5：20 条機関とは、水道法第 20 条第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣登録水質機関

7 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、配水管及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

(1) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき

(2) 魚が死んで多数の浮上があるとき

(3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系の伝染病が流行しているとき

(4) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

(5) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

○法令に基づく水質検査
水質検査表(1) 水質基準項目

区 分	項目 番号	項 目 名	基 準 値	過去3年間の 最大値	過去3年間の検査結 果から法令上設定さ れる回数	検査頻度 給水栓 (蛇口)
健康に 関連する 項目	1	一般細菌	100個/ml以下	0個/ml	月に1回以上	月に1回
	2	大腸菌	不検出	0個/ml		
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0mg/L		
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0mg/L		
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0mg/L		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0mg/L		
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0mg/L		
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0mg/L		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0mg/L	1年に4回以上	1年に4回
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.16mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0mg/L		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.03mg/L		
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0mg/L		
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0mg/L		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0mg/L		
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0mg/L		
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0mg/L	1年に4回以上	1年に4回
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0mg/L		
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0mg/L		
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	0mg/L		
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0mg/L		
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.017mg/L		
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003mg/L		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0mg/L	1年に4回以上	1年に4回
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	0mg/L		
	27	総トリハロメタン(22,24,28,29の総和)	0.1mg/L以下	0.021mg/L		
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.012mg/L		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.004mg/L		
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0mg/L		
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0mg/L		
水道水が有すべき性状に 関連する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01mg/L		
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0mg/L		
	35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0mg/L		
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	6.6mg/L	月に1回以上	月に1回
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0mg/L		
	38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.4mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	28mg/L	1年に1回以上	
	40	蒸発残留物	500mg/L以下	73mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0mg/L	発生時期 月に1回以上	
	42	ジェオスミン(別名) ※1	0.00001mg/L以下	0mg/L	3年に1回以上	1年に4回
	43	2-メチルイソボルネオール(別名) ※2	0.00001mg/L以下	0mg/L		
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0mg/L	月に1回以上	月に1回
	45	フェノール類	0.005mg/L以下	0mg/L		
	46	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5mg/L	月に1回以上	月に1回
	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4		
	48	味	異常でない	異常なし		
	49	臭気	異常でない	異常なし		
	50	色度	5度以下	1度未満		
	51	濁度	2度以下	0.1度未満		

法に基づき、水質検査を省略できない項目(23項目)

浄水場出口でも検査可能な項目(21項目)

※1の正式名称: (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※2の正式名称: 1,2,7,7-テトラメチルビスクロ[2.2,1]ヘプタン-2-オール

※過去3年間とは平成28年度から平成30年度までを言います。

水質検査表(2) 1日に1回行う水質検査

項目 番号	項 目 名	評 価	検査頻度 給水栓(蛇口)
1	色	異常でないこと	1日に1回
2	濁り	異常でないこと	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l	
4	pH値	5.8以上8.6以下	

○塩竈市が独自に行う水質検査
水質検査表(3) 水質基準項目

区 分	項目 番号	項 目 名	基 準 値	検査頻度		
				浄水場出口 (浄水)	浄水場入口 (原水)	春日水源地 (原水)
健康に 関連する 項目	1	一般細菌	100個/ml以下	月に1回	月に1回	1年に1回
	2	大腸菌	不検出			
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1年に4回	1年に2回	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下			
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下			
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下			
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下			
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	1年に4回	1年に2回	
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下			
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下			
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下			
	26	臭素酸	0.01mg/L以下			
	27	総トリハロメタン(22,24,28,29の総和)	0.1mg/L以下			
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下			
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下			
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下			
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1年に4回	1年に2回	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下				
38	塩化物イオン	200mg/L以下				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				
40	蒸発残留物	500mg/L以下				
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1年に4回	1年に2回		
42	ジェオスミン(別名)	0.00001mg/L以下				
43	2-メチルインボルネオール(別名)	0.00001mg/L以下				
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下				
45	フェノール類	0.005mg/L以下				
46	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	月に1回	月に1回		
47	pH値	5.8以上8.6以下				
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない		月に1回		
50	色度	5度以下				
51	濁度	2度以下				

水質検査表(4) 塩竈市が独自に行う水質項目

項目 番号	項 目 名	検査頻度		
		浄水場出口(浄水)	浄水場入口(原水)	春日水源地(原水)
1	生物試験	—	1年に2回	1年に2回
2	クリプトスポリジウム試験	1年に1回	1年に1回	—
3	嫌気性芽菌	—	1年に12回	—

水質検査表(5) 水質管理目標設定項目

項目 番号	区分	水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度	
				浄水場入口 (原水)	浄水場出口 (浄水)
1	金属類	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年に1回	年に1回
2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)		
3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		
4	有機物	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
5		トルエン	0.4mg/L以下		
6		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		
7	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下		
8	消毒剤	二酸化塩素	0.6mg/L以下		
9	消毒副生成物	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)		
10		抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		
11	農薬	農薬類 ※1	検出値と目標値の比の和とし1mg/L以下で		
12	消毒剤	残留塩素	1mg/L以下		
13	無機物	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下		
14	金属類	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下		
15	無機物	遊離炭酸	20mg/L以下		
16	有機物	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下		
17		メチルセブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下		
18	その他	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下		
19		臭気強度(TON)	3以下		
20	無機物	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下		
21	その他	濁度	1度以下		
22		pH値	7.5程度		
23		腐食性(ランゲリア指数)	-1程度として極力0に近づける		
24	細菌	従属性栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下		
25	有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		
26	金属類	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下		

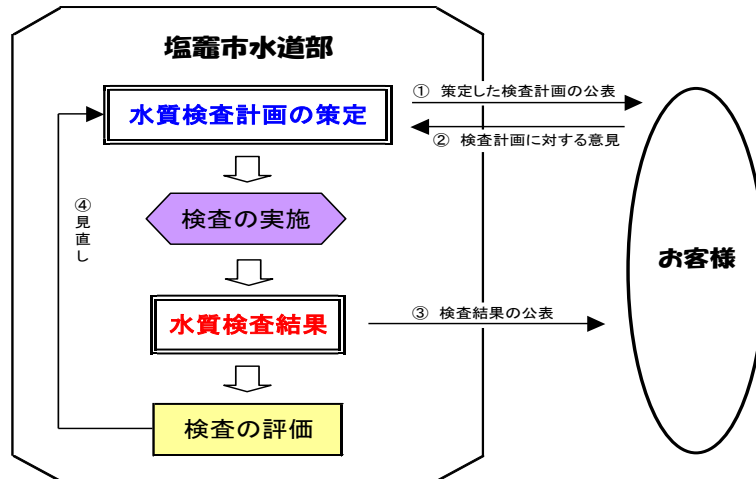
水質検査表(6) 放射能検査

項目 番号	項目名	項目名	管理目標値	検査頻度
				給水栓(蛇口)
1	放射性物質	放射性ヨウ素(ヨウ素131) 放射性セシウム(セシウム134及び137)	10Bq/kg (セシウム134及び137の合計値として)	月に1回

※平成24年3月5日付、厚生労働省通知健水発0305第1号により「3か月に1回以上」行うこととされています。

8 水質検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水道部ホームページにて速やかに公表するとともに、水道部窓口・塩竈市役所市政情報公開コーナー・エスプ・市民図書館で閲覧できます。



9 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査項目は、多種多様にわたり、その測定も極めて小さな単位です。水質検査結果が水質基準値内であることを確認する事は勿論、数値の変動を精査しながら原水及び浄水の評価をして検査結果として公表していきます。

(1) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画を確実に実行し、検査結果を精査し新たな措置が必要な場合には随時水質検査の見直しを実施します。

(2) 水質検査の精度と信頼性確保に関する事項

本市では水質検査のほとんどを仙台市水道局に委託しています。仙台市水道局では水道 GLP※6 認定を平成 18 年 11 月 28 日に取得すると共に、内部精度管理を徹底し、国（厚生労働省）で行う精度管理（外部精度管理）の評価試験も行っています。本市としては精度管理結果の確認をしていますが、なお信頼性の確保に努めていきます。

なお、20 条機関においても内部及び外部の精度管理結果を確認しています。

さらに、放射能検査は検出限界値 1Bq/kg 以下を確保できる検査機関に検査を委託します。

※6：水道 GLP（水道水質検査優良試験所規範）試験施設が行う試験や分析の信頼性を保証するため、試験機関が備えるべき設備や機器、組織、人員、試験操作の手順等の基準を定めたものです。詳しくは http://www.suidou.city.sendai.jp/03_suisitu/15.html

10 関係機関との連携

(1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課、宮城県食と暮らしの安全推進課及び塩釜保健所、仙台市水道局（水質検査センター）などの関係機関と連携して迅速な対応を講じます。

(2) 水源で水質汚染事故等が発生した場合は、国土交通省や宮城県及び大倉ダムを同水源とする仙台市水道局との情報交換を図りながら必要な調査を行い、浄水場での適正な浄水処理により、常に安全で良質な水道水を供給していきます。

令和 2 年度水質検査計画

令和 2 年 3 月

発行 塩竈市水道部

URL : <http://www.city.shiogama.miyagi.jp>

－ お問い合わせ先 －

塩竈市水道部工務課浄水係

〒985-0087 宮城県塩竈市字伊保石 418 番地

TEL 022-362-1444